

これまでの論点整理及び補足説明

令和5年1月

宮崎市企画財政部都市戦略課



今回の見直しの主なポイント（第1回資料抜粋）

項目	見直しのポイント	基準改定
① 使用料基準 の対象外施設	✓ 歴史資料館、大淀川学習館、学校体育施設を見直しの対象外施設に追加。	あり
② コストの考え方	✓ 使用料算定上のコストには、 イニシャルコストは含まない。	なし
③ 受益者負担割合の考え方	✓ 施設の性質に応じて、50～100%の3段階で設定。	なし
④ 使用料算定の条件	✓ いずれも使用料が安く算定される（利用者にとって有利な）条件。	なし
⑤ 同一用途施設間での調整	✓ 施設の「古い」「新しい」にかかわらず、基本的には同一の使用料を設定。	なし
⑥ 激変緩和措置	✓ 大幅な値上げとなる旧4町域の施設は、 2年間の経過措置期間を設け、旧市域の施設に統一。	あり
⑦ 中学生以下 の料金設定	✓ スポーツ施設における中学生以下の料金は、 一般料金の1/3に設定。	あり
⑧ 設備使用料の取り扱い	✓ 原則、施設使用料に含む。（一部、利用が限定的な設備は別途徴収）	あり
⑨ 減額・免除 の取り扱い	✓ 要件（団体、活動内容）を満たさないものは減免対象外。	あり
⑩ 見直しの時期・サイクル	✓ 5年おきに見直し（利用料金施設は指定管理者の選定期間に合わせて見直し）	あり

補足

- ✓ 使用料基準では、原則次項の対象外施設を除く全ての公の施設を対象としているが、施設固有の事情等により特別な配慮が必要になる施設については、見直しの時期も含め別途検討を行う。
(例：動物園、フローランテ宮崎 → 現在施設のあり方検討業務を委託中)
- ✓ 「利用者が高齢者に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設及び施設の一部」は使用料基準の対象外とされているが、高齢者向けの浴室などは維持管理に多大なコストがかかっている状況等も考慮し、現在、施設所管課において対応を検討している。
- ✓ 使用料基準の対象外施設は、あくまで**統一的な考え方の対象外**とするものであり、今後も使用料を設定しない、または見直しを行わないことを意味するものではない。
→ **「使用料基準」の対象・対象外に関わらず、必要に応じて施設ごとに個別検討を行うなど、柔軟に対応。**

【参考】使用料基準の対象外施設（第1回資料抜粋）

種類	施設例
法令等で使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館
法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ、社会福祉施設
公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
利用者が高齢者に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設及び施設の一部	【施設】老人いこいの家、老人福祉センター、高岡老人福祉館 【施設の一部】浴室（総合福祉保健センター、佐土原地域福祉センター、西部地区農村環境改善センター）、高齢者ふれあい室
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
地域固有の歴史・文化財等を保存、展示、伝承している地域に特化した教育施設	歴史資料館（生目の杜遊古館、佐土原歴史資料館、天ヶ城歴史資料館）、大淀川学習館
その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、学校体育施設 など

補足

- ✓ 使用料の見直しにあたっては、**財政面における課題解決**とともに、**受益者負担の公平性の確保**（特に**旧町施設との料金格差の是正**）も必要となる。
- ✓ 今回は**明確な根拠**に基づき、**同種の施設間で使用料を統一すること**を第一の目的としており、使用料の算定条件は、市民の理解を得るために、ある程度**利用者にとって有利な（金額が抑えられる）内容**としている。（イニシャルコストを含まない、稼働率を100%と仮定、激変緩和措置・旧町施設に対する2年間の経過措置 など）
- ✓ しかしながら、**昨今の社会情勢の変化**や**本市の厳しい財政状況**を鑑みると、今後これらの算定条件についても見直しが必要となる可能性もあるため、今回の見直しにより料金の統一化を図った後は、その後の定期的（5年を目途）な見直しにおいて、**算定の基本的な考え方についても改めて検討していく。**
→ **次回の検討会において、今後の定期的な見直しにおける留意点等を整理**

【参考】今回の見直しによる増収額試算結果

✓ 平成30年度の施設稼働率及び使用料・利用料金の収入実績から、各施設の使用料改定率を用いて試算

【激変緩和措置を講じた場合（旧町施設の経過措置期間終了後）】

受益者 負担割合	利用用途別分類	施設数	施設コスト (千円)	使用料等収入（千円）			コストカバー率	
				見直し前	見直し後	増減	見直し前	見直し後
50%	集会施設（公民館等）	37	656,687	21,899	65,078	43,179	3.33%	9.91%
	医療保健福祉施設	5	303,991	1,911	1,956	45	0.63%	0.64%
	学校教育児童福祉施設	1	96,386	0	224	224	0.00%	0.23%
	その他施設	1	1,635	4	4	0	0.24%	0.24%
75%	集会施設（文化ホール）	3	514,074	97,978	115,304	17,326	19.06%	22.43%
	展示施設	4	370,835	33,096	36,708	3,612	8.92%	9.90%
	スポーツ施設	29	723,328	159,208	228,710	69,502	22.01%	31.62%
	公園施設	5	82,648	7,865	9,346	1,481	9.52%	11.31%
	産業振興施設	3	13,712	1,169	1,814	645	8.53%	13.23%
100%	保養観光施設	8	910,604	452,209	518,622	66,413	49.66%	56.95%
合計		96	3,673,900	775,339	977,766	202,427	21.10%	26.61%

補足

- ✓ 今回の使用料の算定においては、「**受益者負担割合**」(50%,75%,100%)を設定し、施設の設置目的や性質に応じて料金差を設けていることから、例え公共性の高い施設であっても、**利用者には原則使用料を負担していただくことが必要**となる。
- ✓ 現在は、施設所管課ごとに独自で減免基準を定め、減免対象や減免割合にばらつきがある状態であり、特に**公民館**や**福祉施設**などは減免件数が多く、殆ど無料の施設となっている状態。
- ✓ 今回の見直しの目的の一つである**受益者負担の公平性**を確保するためには、これらの減免基準についても、統一的な考え方を示す必要がある。
 - **減免は、あくまで特例的なものと認識し、最小限に留める。**
(現在、次項の統一的な基準に基づき、各施設所管課において減免要綱等の見直し案を作成中)

減額・免除基準の再整理

✓ これまでにいただいた意見を基に、前回示した**統一的な減免基準（案）**の内容を一部変更

減免対象となる利用者または団体の定義		減免対象となる活動	減免割合 (上限)
①	市内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者	全ての活動	100%
②	市内在住の要介護（支援）認定を受けている者及びその介護者	全ての活動	100%
③	市内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校に 在籍する者	保育活動、学校教育活動等 で使用する場合 部活動を除く全ての活動	100% 50%
④	市内の高等学校、大学	高等学校、大学主催の活動 で使用する場合 (ただし、文化ホール等施設に限る)	30%
⑤	公益的な団体または市が事業支援する団体	施設の設置目的に沿う活動 かつ 市の施策や事業に関連する 公益性のある活動 で使用する場合	100%
	地縁・まちづくり団体		
	スポーツ協会、中体連		
	社会教育関係団体 福祉関係団体		
	市芸術文化連盟 その他の公益的な活動を行う地域団体		
⑥	その他の団体	施設の設置目的に沿う活動 かつ 市の施策や事業に関連する 公益性のある活動 で使用する場合	50%
⑦	市が主催・共催	市が主催・共催する行事や活動 で使用する場合	100%

前回示した内容を一部変更

※「**利用料金制**」を採用している指定管理施設において**指定管理者が定める減免基準**については、本考え方の**対象外**。（事項参照）

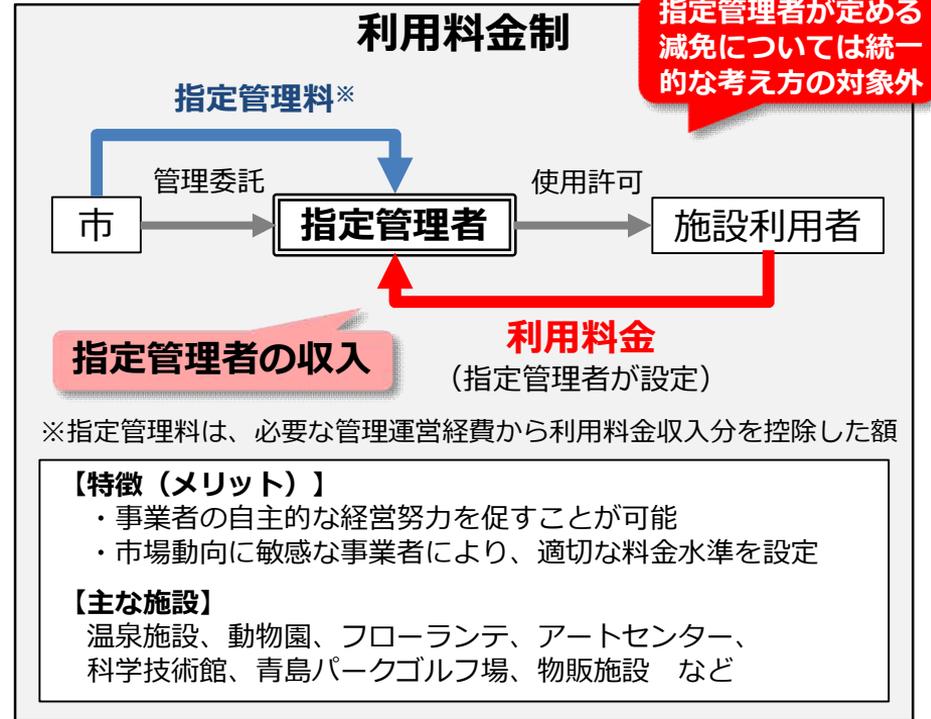
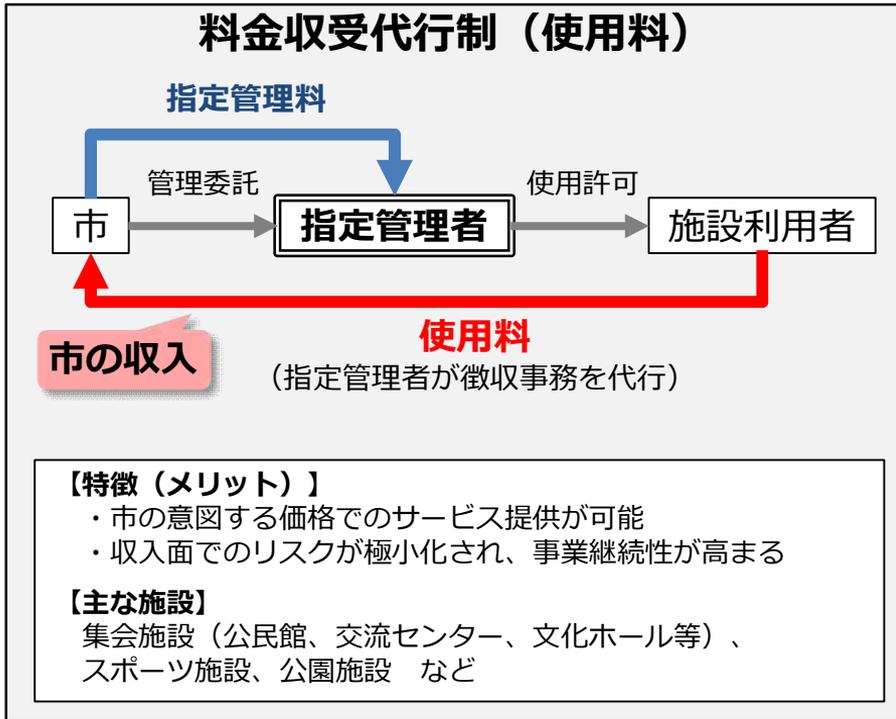
【参考】 使用料減免の現状

【平成30年度実績】

受益者 負担割合	利用用途別分類	施設例	施設数	使用料等収入	減免額	減免率 (%)
				A	B	B/(A+B)
50%	集会施設（公民館等）	公民館、交流センター	37	21,500	68,905	76.22
	医療保健福祉施設	福祉保健センター	5	1,876	24,168	92.80
	学校教育児童福祉施設	教育情報研修センター	1	0	0	-
	その他施設	天ヶ城麓地区武家住宅	1	3	25	89.29
75%	集会施設（文化ホール等）	市民文化ホール、市民プラザ	3	96,196	53,021	35.53
	展示施設	アートセンター、科学技術館	4	32,494	848	2.54
	スポーツ施設	体育館、運動公園	28	155,304	73,437	32.10
	公園施設	萩の台公園、加納公園	5	6,500	846	11.52
	産業振興施設	ふるさと農産物加工センター	3	1,147	26	2.22
100%	保養観光施設	白浜キャンプ場、歓鯨館	7	441,360	11,201	2.48
合計			94	756,380	232,477	23.51

【参考】使用料と利用料金の違いについて

- ✓ 指定管理施設においては、市の収入である「**使用料**」を指定管理者が代行して徴収する「**料金收受代行制**」と、指定管理者が条例で定める範囲内で「**利用料金**」を定め、自らの収入として利用者から徴収する「**利用料金制**」の2つの制度がある。「**利用料金制**」を採用している施設において指定管理者が定める**減免基準**については、制度の目的を鑑み、**統一的な考え方の対象外**とする。



指定管理者が定める減免については統一的な考え方の対象外